

教育基本条例案について

橋下知事と教育委員が意見交換（10月7日）

出席の教育委員全員が批判！

府庁内で10月7日に行われた知事と教育委員の意見交換。6人の教育委員のうち5人が出席。 生野照子（教育委員長） 小河勝（大阪樟蔭女子大講師）・陰山英男（立命館大教授）・中尾直史（雲雀丘中・高校長）中西正人（教育長）

以下、意見交換の概要です。

「教育基本法の基本と矛盾！」「報道で知り、政治の介入と思う」

一教育委員

「維新はふつうの府民の感覚」「議会はいらない！」

一一橋下知事の暴言・居直りの態度

知事 僕の認識は教育委員会制度を変えるのか、現状維持でいいのか。もう一つ重要なのは教育行政が世情、世の中の風にとどれだけ触れているか。維新（府議団）は57人、若手の意見には普通の有権者、府民の感覚が出ている。それを教育行政がどう受け止めているのか聞きたい。

中西教育長 維新の多くが真剣にものを考えているが、彼らの感覚で思っていることを条例化するのは大変リスクがある。世間の風の部分と、維新の感覚、条例案とは別だ。

生野委員長 私たちも知事に任命され、議会に承認され、民意を反映しているとの認識でやってきた。今回の条例案一から議論に入らせていただく立場だが、条例案ができたことは新聞で知った。「これが政治の介入なのか」と思った。

知事 教育委員会は形骸化していると圧倒的多数の国民は思っている。条例案が出るまでに、教育委員会から新しい制度を打ち立てるのが本当。出ないなら政治が打ち出す。



2011. 10. 17

zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp

陰山委員 最終的な結論としては条別案を棚上げにして、大きな議論の俎上に上げていただきたい（維新は府議会で）過半数をとっているが、絶対多数ではない。「選挙で通ったから民意。だから知事の言うことを聞かなければならない」が貫徹している。条例案に国際競争力のある人材を育てる」とあるが、これは民意なのか。知事の「大阪都構想」に必要な人材ではないのか。

知事 違う。どういう人材かは教育委員会と知事が決めればいい。条例案には書いてない。

陰山 委員違う。基本理念に書いてある。教育基本法の基本と矛盾する。維新が考えるのはいいが、条例になれば大阪府の意思になる。

知事 修正するところは修正すればいい。

陰山委員 新知事が違うことを言い出せば、全部ひっくり返さないといけない。そういう不安定さを排除するために、政治の介入には慎重にならなければ。最高法規は従わないといけない。だから私たちは「できない」と言っている。すべての子どもの成長にかかわる重要な問題を1回や2回の選挙で決めていいのか。(条例案で)教育委員の罷免が出てきた以上は、これまでの転換だ。抗議ではなく、退くのが筋だ。

知事 選挙（ダブル選）を受けて可決というものではない。スケジュールを決めるものではない。

小河委員 維新が条例案づくりでイギリスのサッチャー教育改革を参考にしたという。テスト結果を公表し、学校選択制にするなど構造は同じ。

知事 参考にしたのではなく、結果としてそうなっただけ。圧倒的多数の府民は情報を知りたいし、学校を選びたい。

成果なかった英の教育改革

小河委員 学校選択制はピーク時の3分の1に減っている。サッチャー改革は1988年から始めたが、学校は荒れ、成果も出ていない。それくらいの経験が過去にある。

知事 それは行政側の論理。弊害が伝わっていたら、維新もこんな意見を言わない。

陰山委員 学カテストの結果公表なども維新が課題を提起し、議会で自民も民主も入って議論するプロセスなら分かる。

知事 それでは有権者に伝わらない。

陰山委員 だったら、議会はいらないということになるのでは。

知事 そうだ。普通の人たちは誰も議会の議論なんて知らない。

小河委員 しかしそれは社会が積み上げてきたシステムだ。



知事 中学なんて3年間だけ。皆さんなら5年10年かけて議論するが、維新の若手議員は実際に子どもを抱えている。僕の子どももどんどん中学に行く。

生野委員長 それで出てきたのがこのレベル（の条例案）かと。

小河委員 「基本条例」だから、われわれは力で拘束される。

知事 だったら対案を出せばよい。教育委員会制度について教育委員会が対案を。

生野委員長 対案を出せば撤回するのか。私たちには提案権がない。

知事 知事が提案する。最終決定権を知事に与えるなら、やってもいい。それが（条例案の）第6条に書いてある根幹部分（※）。教育委員会と知事の権限をどうするのが根本。

陰山委員 条例案は教育基本法を中心とした法体系と相当対立関係になっている。分限処分問題は教職員の地位・身分を定めた法律とバッティングする危険性がある。

小河委員 教育現場と合っていない。必要なのは教師同士の連携やサポート。一人の不登校児をみるにも、いろんな先生が知恵を出し合っている。一つの教材開発でも相互の助け合いが効果を上げている。それを個々ばらばらに評価して、誰が（最低ランクの）Dになるのかと疑心暗鬼になれば、互いのノウハウは出さず、隠す世界になる。

知事 先生同士の支え合いはいい。しかし維新は一般の保護者の代表。普通の保護者は会社勤めで、厳しい人事評価や査定に苦しんでいる。

陰山委員 Dを相対評価で5%つけると、一つの職場で誰かに押し付けることになり、人間関係がつぶれる。民間企業でやって、うまくいっているとは信じられない。

知事 点数の高い学校、低い学校が歴然とあるのに、学校選択制を認めないのがいまの制度だ。保護者の「選ばせて」という気持ちに答えていない。



小河委員 全体の学力問題を改革する道のりと、「自分の子が入学するから認める」というのを即一緒に議論できない。

陰山委員 （教育は）維新に投票した人だけではなく、自民や民主、共産を支持した人にも返すサービス。「過半数をとっているから」ということで条例案が通っていくことに、府民の総意が盛り込まれているとは言えぬ。

生野委員長 対案が出るまでは可決しないで。

知事 対案とかみ合うかどうかだ。可決は政治の話。政治のことは教育委員が判断したら駄目。

陰山委員 (対案は) 条例案の形より、「こういう仕組みを」ということで提起したい。

知事 先生方は政策の問題といっても、維新は条例化をというかもしれない。

※「教育基本条例案」の第6条2項では「知事は、府教育委員会との協議を経て、高等学校教育において府立高等学校及び府立特別支援学校が実現すべき目標を定める」と規定。その目標は知事が「規則により定める」(12条1項)としており、実際には知事が自由勝手に「教育目標」を定めて強制できるようになっています。



広がる

前代未聞の条例案許すな！の

動き—さらに広げよう！

○府立高校関係 全教職員の約7割
6700人が署名！

○日本ペンクラブ (浅田次郎会長)

「私たちは大阪府教育・職員基本条例案に反対します」声明発表 (9/26)

「憲法の理念に反するおそれがある。」

○府下で豊中ですすすめられる職場での学習会！
組合所属の違いをこえてとりくまれる条例案反対の署名



条例の本音！ 朝日新聞に語る

露骨に語る案を練った維新市議

朝日新聞 (10/10)「条例を問う」のインタビューに答えた大阪維新の会の市議。

「人の能力差を認め、義務教育を7年にし…、飛び級も導入したい」

「学校選択制導入、テスト結果も学校別公表。親と子が学校を選べる。自分で選ぶから結果責任もとる。文句ばかり言ってられない」

「格差を生んでも良い。格差を受け入れてでも、秀でたものを育てる必要」